



# 佐賀県公報

平成19年  
3月30日  
(金曜日)  
号外第11号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県母子自立支援員設置規程の一部改正 (二七三・母子保健福祉課) 一
- ◎第十次佐賀県鳥獣保護事業計画 (二七四・生産者支援課) 一
- ◎第二期佐賀県特定鳥獣保護管理計画 (二七五・ ) 一
- ◎特定鳥獣の狩猟期間の延長 (二七六・ ) 二
- ◎猟法の禁止の一部解除 (二七七・ ) 二
- ◎佐賀県上場営農センター技術研修規程の一部改正 (二七八・上場営農センター) 二
- ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (二七九・河川砂防課) 二
- ◎県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (二八〇・港湾課) 三
- ◎全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加及び同協議会の規約の変更 (二八一・財務課) 四
- ◎佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収事務の委託 (二八二・市町村課) 四

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第七十三号

佐賀県母子自立支援員設置規程(昭和二十六年佐賀県告示第六百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

第四条の表中

佐賀県知事 古 川 康

佐賀市 多久市

佐賀市 多久市

|          |   |   |          |   |       |
|----------|---|---|----------|---|-------|
| 小城市 神埼市  | 三 | を | 小城市 神埼市  | 二 | に、    |
| 佐賀郡 神埼郡  |   |   | 佐賀郡 神埼郡  |   |       |
| 唐津市 東松浦郡 | 二 | を | 唐津市 東松浦郡 | 一 | に改める。 |

## 附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

### ◎佐賀県告示第七十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四條第一項の規定に基づき第十次鳥獣保護事業計画を次のとおり定めたので、同法第四條第四項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

〔次のとおり〕は、省略し、その計画書を佐賀県農林水産商工本部生産振興部生産者支援課、県庁さが元気ひろば及び各総合庁舎県政情報コーナーに備え置いて、縦覧に供する。)

### ◎佐賀県告示第七十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第一項の規定に基づき、第二期佐賀県特定鳥獣保護管理計画を次のとおり定めたので、同法第七條第七項で準用する同法第四條第四項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

〔次のとおりは〕、省略し、その計画書を佐賀県農林水産商工本部生産振興部生産者支援課、県庁さが元気ひろば及び各総合庁舎県政情報コーナーに備えて縦覧に供する。)

◎佐賀県告示第百七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。  
平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

1 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ

2 狩猟期間を延長する区域 佐賀県全域

3 延長する狩猟期間

第二期佐賀県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の期間（平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで）内において、次に掲げるとおりとする。

一 毎年二月十六日から三月十五日まで

二 イノシシの捕獲を目的としたはこわなの使用及び当該はこわなに掛かったイノシシを止めさしするために銃器を使用する方法に限り、毎年十一月一日から十一月十四日まで及び三月十六日から三月三十一日まで

◎佐賀県告示第百七十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十七号）による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び自然公園法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年環境省令第三号）による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十条第三項第九号で定められた猟法の禁止の一部を次のとおり解除する。  
平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

1 解除する特定鳥獣の種類 イノシシ

2 解除する区域 佐賀県全域

3 解除する期間 平成十九年四月十六日から平成二十四年三月三十一日まで

4 解除する猟法の一部

輪の直径が十二センチメートルを超えるくくりわなの使用禁止

◎佐賀県告示第百七十八号

佐賀県上場営農センター技術研修規程（平成二年佐賀県告示第二百四十二号）の一部を次のように改正する。  
平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

様式第四号中「~~第二~~」を「~~第一~~」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域（昭和五十九年佐賀県告示第二百五十三号）は、廃止する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

西唐津二丁目地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三〇号までを順次直線で結んだ線及び標柱三〇号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

| 標柱番号 | 市   | 大字     | 地番           |
|------|-----|--------|--------------|
| 一    | 唐津市 | 西唐津二丁目 | 六三九七番地一      |
| 二    | "   | "      | 六三九四番地二      |
| 三    | "   | "      | "            |
| 四    | "   | "      | 六三九八番地三地先道路敷 |
| 五    | "   | 西唐津三丁目 | 六四二九番地先道路敷   |
| 六    | "   | 西唐津二丁目 | 六三六五番地三      |
| 七    | "   | "      | "            |
| 八    | "   | "      | "            |
| 九    | "   | "      | "            |
| 一〇   | "   | "      | "            |
| 一一   | "   | "      | "            |
| 一二   | "   | "      | "            |
| 一三   | "   | "      | "            |
| 一四   | "   | "      | 六三五番地二       |
| 一五   | "   | "      | "            |
| 一六   | "   | "      | "            |
| 一七   | "   | "      | "            |
| 一八   | "   | "      | "            |
| 一九   | "   | "      | "            |
| 二〇   | "   | "      | "            |
| 二一   | "   | "      | "            |
| 二二   | "   | "      | "            |
| 二三   | "   | "      | "            |
| 二四   | "   | "      | "            |

|    |   |   |         |
|----|---|---|---------|
| 二五 | " | " | "       |
| 二六 | " | " | "       |
| 二七 | " | " | 六三六五番地三 |
| 二八 | " | " | "       |
| 二九 | " | " | "       |
| 三〇 | " | " | "       |

◎佐賀県告示第百八十号

県が管理する港湾施設の概要(平成七年佐賀県告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

1 唐津港の表中

|      |             |                 |      |
|------|-------------|-----------------|------|
| "    | 東港3号岸壁      | 延長200m、水深-4.5m  | を    |
| "    | 東港フェリー岸壁    | 延長90m、水深-4.5m   | に改め、 |
| "    | 東港フェリー船首尾岸壁 | 延長25m、水深-4.5m   |      |
| "    | 東港ドラクイン岸壁   | 延長85m、水深-7.5m   | を削り、 |
| 浮さん橋 | 水産ふ頭地区浮さん橋  | 延長20m×2、水深-2m   | を    |
| 浮さん橋 | 東港小型船舶地浮さん橋 | 延長20m×2、水深-4m   | に改め、 |
| "    | 東港1号物揚場     | 延長70m、水深-2m〜-3m | を削り、 |

|   |        |              |
|---|--------|--------------|
| ” | 東港船溜道路 | 延長350m、幅員10m |
|---|--------|--------------|

を

|   |              |                       |
|---|--------------|-----------------------|
| ” | 東港船溜道路       | 延長350m、幅員10m          |
| ” | 東港フェリーふ頭場内道路 | 延長461.7m、幅員7m<br>～19m |

に、

|     |        |           |
|-----|--------|-----------|
| 野積場 | 東大島野積場 | 面積23,786㎡ |
| ”   | 東大島野積場 | 面積3,745㎡  |

を

|               |                    |                                 |
|---------------|--------------------|---------------------------------|
| 旅客乗降用<br>固定施設 | 東港フェリーターミナル<br>歩廊橋 | 橋長17.5m～21.5m、有<br>効幅員1.8m～2.5m |
| 野積場           | 東大島野積場             | 面積16,226.08㎡                    |

に、

|   |          |        |
|---|----------|--------|
| ” | 東港臨港道路護岸 | 延長531m |
|---|----------|--------|

を

|   |             |        |
|---|-------------|--------|
| ” | 東港臨港道路護岸    | 延長531m |
| ” | 東港フェリー一取付護岸 | 延長43m  |
| ” | 東港緑地護岸      | 延長140m |

に改める。

2 呼子港の表中

|     |         |             |
|-----|---------|-------------|
| 物揚場 | 先方1号物揚場 | 延長36m、水深—2m |
|-----|---------|-------------|

を

|     |         |              |
|-----|---------|--------------|
| 物揚場 | 先方1号物揚場 | 延長36m、水深—2m  |
| ”   | 先方3号物揚場 | 延長100m、水深—3m |

に、

|   |         |        |
|---|---------|--------|
| ” | 呼子南防波堤  | 延長200m |
| ” | 呼子先方防波堤 | 延長86m  |

を

|   |        |        |
|---|--------|--------|
| ” | 呼子南防波堤 | 延長200m |
|---|--------|--------|

に改める。

●佐賀県告示第百八十一号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に新潟市及び浜松市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「堺市」の下に、「新潟市、浜松市」を加える。

附則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第百八十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、平成十八年度に貸し付ける佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収の事務を次の者に委託した。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

|                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 受託者の名称<br>及び所在地 | 財団法人地域総合整備財団<br>東京都千代田区平河町二丁目五番六号 |
| 代表者の氏名          | 理事長 嶋津 昭                          |

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷